

産前産後休業期間中の保険料免除等について

平成26年4月1日から年金機能強化法が施行されるに伴い、次世代育成の観点から、現行の育児休業期間中の保険料免除に加えて産前産後休業期間中についても下記のとおり保険料免除を受けることができるようになりますのでお知らせいたします。

記

1 産前産後休業期間中の保険料免除

- (1) 対象者
平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了する被保険者
- (2) 対象期間
出産※の日（出産の日が予定日後である時は、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠・出産を理由として労務に従事しなかった期間
※出産…妊娠85日（4か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶を含む。
- (3) 免除対象保険料
平成26年4月分以降の健康・介護保険料（被保険者・事業主負担とも）
- (4) 免除期間
産前産後休業開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで。
- (5) 手続き
事業主の方は産前産後休業中に『産前産後休業取得者申出書』を提出してください。
出産後に『産前産後休業取得者変更（終了）届』を提出してください。ただし、予定日どおりに出産した時は不要です。

2 産前産後休業を終了した際の標準報酬月額改定の概要

- (1) 概要
産前産後休業後復職し報酬が下がった（終了日の翌日の属する月以降3か月間で支払基礎日数が17日以上ある月の報酬を平均し標準報酬月額が休業時点と1等級以上の差が生じた）場合、標準報酬月額を改定することができます。
*産前産後休業終了日の翌日に育児休業を開始した場合は除きます。この場合は育児休業等終了時の報酬月額改定の要件を満たせば育休終了時の改定の対象となります。
- (2) 対象者
平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了する方
- (3) 改定月
産前産後休業後復職した月から数えて4か月目
- (4) 手続き
被保険者は事業主を経由して『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出してください。

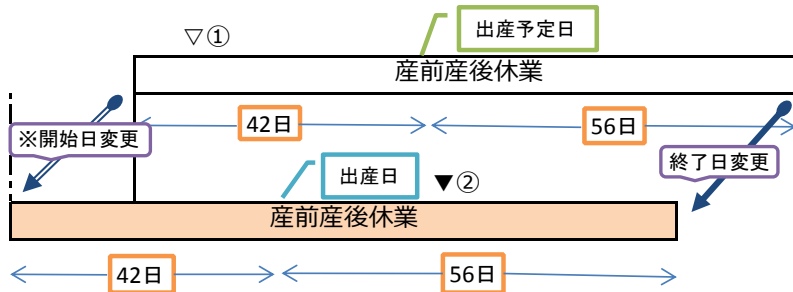
産前産後休業期間中の保険料免除手続き事例

➤ 産前産後休業期間中に「産前産後休業取得者申出書」を提出してください。

○ 出産する前に保険料免除を申しした場合

例 1) 出産予定日より前に出産した場合

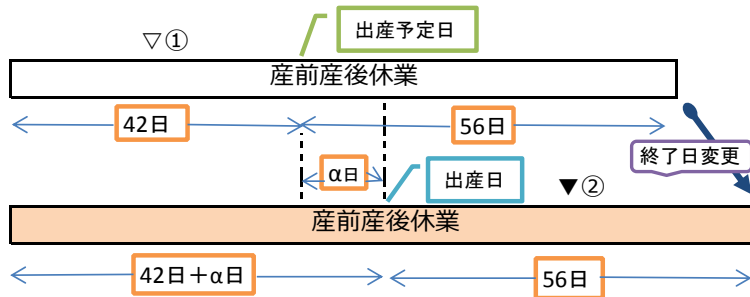
- ① 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ② 出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出



※ 労務に従事しなかった期間であった場合に休業開始日を変更

例 2) 出産予定日より後に出産した場合

- ① 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ② 出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出



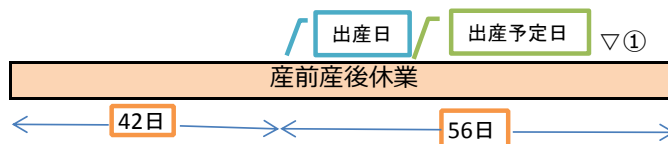
例 3) 出産予定日に出産した場合

- ・ 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ・ 予定日どおりに出産した時は、届出不要。

● 出産した後に保険料免除を申しした場合

例 4) 出産予定日より前に出産した場合

- ① 出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出



例 5) 出産予定日より後に出産した場合

- ① 出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出

